

金融商品取引法の改正に伴う上場制度の整備等について

目 次

	(ページ)
1 有価証券上場規程	1
2 J A S D A Qにおける有価証券上場規程	7
3 株券上場審査基準	14
4 社会資本整備市場上場審査基準	15
5 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則	16
6 企業行動規範に関する規則	18
7 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準	19
8 株券上場廃止基準	20
9 社会資本整備市場上場廃止基準	21
10 外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例	22
11 債券に関する有価証券上場規程の特例	25
12 E T Fに関する有価証券上場規程の特例	26
13 E T Nに関する有価証券上場規程の特例	29
14 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例	31
15 カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例	32
16 株式会社企業再生支援機構が再生支援する会社が発行する株券に関する有価証券上場規程及びJ A S D A Qにおける有価証券上場規程の特例	35

有価証券上場規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(新規上場申請手続)	(新規上場申請手続)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第6号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。	2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第6号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 上場申請に係る内国株券（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第20条の3第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面	(8) 上場申請に係る内国株券（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第20条の3に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面
(9)・(10) (略)	(9)・(10) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。	5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し	(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し
各1部	各1部
a 有価証券届出書（法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を	a 有価証券届出書（ <u>訂正有価証券届出書を含む。</u> ）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

含む。) の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあっては、当該書類及びその補足書類) 及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。以下同じ。) (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b～d (略)

(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合は、その写し

各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、aからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a 有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）

（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

b 半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）

c 四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者

b～d (略)

(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合は、その写し

各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、aからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

にあっては当該書類)をいう。以下同じ。)

(訂正四半期報告書を含む。)

d 臨時報告書(法第24条の5第4項(法において準用する場合を含む。)に規定する臨時報告書(同条第15項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該臨時報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類)をいう。以下同じ。) (訂正臨時報告書を含む。)

e～h (略)

i 内部統制報告書(法第24条の4の4第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する内部統制報告書(同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類)をいう。以下同じ。) (訂正内部統制報告書を含む。)

(6)～(8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關

d 臨時報告書(訂正臨時報告書を含む。)

e～h (略)

i 内部統制報告書(訂正内部統制報告書を含む。)

(6)～(8) (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關

する規則（平成19年内閣府令第63号）第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする（次号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

（2）・（3）（略）

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

（1）第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの

（2）第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間

する規則（平成19年内閣府令第63号）第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする（次号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

（2）・（3）（略）

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

（1）第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの

（2）第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間

連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8～13 (略)

(新株券等の上場)

第10条 (略)

2 (略)

3 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

4 (略)

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第12条 上場有価証券の発行者は、適時開示等規則に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報（以下「会社情報」という。）の適時開示等を行うものとする。

(その他の公表措置等)

第14条の9 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条並びに適時開示等規則第20条の3第1項の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表すること

連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8～13 (略)

(新株券等の上場)

第10条 (略)

2 (略)

3 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、原則として本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

4 (略)

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第12条 上場有価証券の発行者は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報（以下「会社情報」という。）の適時開示等を行うものとする。

(その他の公表措置等)

第14条の9 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

ができる。

2 企業行動規範に関する規則第5条から第10条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第331条, 第335条, 第337条若しくは第400条の規定に違反した場合は, 上場会社は, 直ちに本所に報告するものとする。

2 企業行動規範に関する規則第5条から第9条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第331条, 第335条, 第337条若しくは第400条の規定に違反した場合は, 上場会社は, 直ちに本所に報告するものとする。

付 則

- 1 この規程は, 平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の9第1項の規定は, 平成26年4月1日から適用する。

JASDAQにおける有価証券上場規程の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(新規上場申請手続)	(新規上場申請手続)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第6号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。	2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第6号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 上場申請に係る内国株券 (国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)第20条の3第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面	(8) 上場申請に係る内国株券 (国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)第20条の3に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面
(9) (略)	(9) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)
5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。	5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 内閣総理大臣等 (内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。)をいう。以下同じ。)に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各1部 a 有価証券届出書 (法第5条第1項 (法において準用する場合を含む。)に規定する届出書 (同条第6項 (法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該届出書に代わ	(3) 内閣総理大臣等 (内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。)をいう。以下同じ。)に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各1部 a 有価証券届出書 (訂正有価証券届出書を含む。)及びその添付書類 (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

る書類を提出する外国の者にあっては、当該書類及びその補足書類) 及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。以下同じ。) (既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b ~ d (略)

(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し 各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、aからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a 有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）

（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

b 半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）

c 四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）

（訂正四半期報告書を含む。）

b ~ d (略)

(4) (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し 各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、aからcまでに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

d 臨時報告書（法第24条の5第4項（法において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書（同条第15項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該臨時報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正臨時報告書を含む。）

e～i（略）

j 内部統制報告書（法第24条の4の4第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する内部統制報告書（同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正内部統制報告書を含む。）

(6)～(8)（略）

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする（本所が定める場合を除く。）。

(1) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第85条に

d 臨時報告書（訂正臨時報告書を含む。）

e～i（略）

j 内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）

(6)～(8)（略）

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする（本所が定める場合を除く。）。

(1) 上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」、外国会社であるときは、同項第2号に規定する「第9号の3様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であるときは、「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第83条に

定める作成基準に準じて作成するものとする
(次号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。)。

(2)・(3) (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。)にあっては、中間監査を含む。以下同じ。)を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。)又は財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又

定める作成基準に準じて作成するものとする
(次号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。)。

(2)・(3) (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。)にあっては、中間監査を含む。以下同じ。)を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。)又は財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算

は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8～14 (略)

(スタンダード上場審査基準)

第8条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、単元株式数が1,000株である場合を除く。）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(8)～(10) (略)

2 (略)

(新株券等の上場)

第18条 (略)

2 (略)

3 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

4 (略)

書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8～14 (略)

(スタンダード上場審査基準)

第8条 新規上場申請者がスタンダードへの上場を申請した場合、当該株券の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 単元株式数

単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

(8)～(10) (略)

2 (略)

(新株券等の上場)

第18条 (略)

2 (略)

3 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、原則として本所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

4 (略)

(その他の公表措置等)

第44条 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条並びに適時開示等規則第20条の3第1項の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

2 企業行動規範に関する規則第5条から第10条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第331条、第335条、第337条若しくは第400条の規定に違反した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

(上場廃止基準)

第47条 上場銘柄がスタンダードに上場している銘柄である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4)～(20) (略)

2～4 (略)

(その他の公表措置等)

第44条 本所は、上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合であって、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

2 企業行動規範に関する規則第5条から第9条までの規定のいずれかに違反した場合又は会社法第331条、第335条、第337条若しくは第400条の規定に違反した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。

(上場廃止基準)

第47条 上場銘柄がスタンダードに上場している銘柄である場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4)～(20) (略)

2～4 (略)

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項第7号及び第44条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

株券上場審査基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象とし、外国株預託証券等の場合には、第2号から第5号まで、第8号及び第9号から第13号まで、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄<u>であって、単元株式数が1,000株である場合を除く。</u>)。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象とし、外国株預託証券等の場合には、第2号から第5号まで、第8号及び第9号から第13号まで、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

社会資本整備市場上場審査基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新規上場申請に係る有価証券が株券（優先株を含む。以下同じ。）である場合の前条に規定する上場審査は、次の各号（優先株については第3号を除く。）に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 単元株式数</p> <p>単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄<u>であって、単元株式数が1,000株である場合を除く。</u>）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新規上場申請に係る有価証券が株券（優先株を含む。以下同じ。）である場合の前条に規定する上場審査は、次の各号（優先株については第3号を除く。）に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 単元株式数</p> <p>単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(会社情報の開示)	(会社情報の開示)
第2条 上場会社（有価証券上場規程第2条第2項及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第3条第2項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項、第4項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。	第2条 上場会社（有価証券上場規程第2条第2項及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第3条第2項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項、第4項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。
(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
a～dの2 (略)	a～dの2 (略)
<u>dの3 前dの2に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始</u>	(新設)
e～a j (略)	e～a j (略)
(2)～(7) (略)	(2)～(7) (略)
2～8 (略)	2～8 (略)
(会社情報の開示の方法)	(会社情報の開示の方法)
第2条の5 (略)	第2条の5 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
<u>7 施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知は、第1項に規定する会社情報の開示により行うものと</u>	(新設)

する。

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第4条の5 上場会社（上場外国会社を除く。）は、有価証券上場規程第7条の6又はJQ有価証券上場規程第14条に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 (略)

(単元株式数)

第20条の3 上場会社（上場外国会社を除く。）は、上場内国株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場内国株券の単元株式数が1,000株である場合、株券上場審査基準第4条第10号ただし書又はJQ有価証券上場規程第8条第1項第7号ただし書の適用を受けて新規上場した場合は、この限りでない。

2 (略)

付 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の3第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第4条の5 上場会社（上場外国会社を除く。）は、有価証券上場規程第7条の6又はJQ有価証券上場規程第14条に規定する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 (略)

(単元株式数の変更等)

(新設)

第20条の3 (略)

企業行動規範に関する規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p><u>(売買単位統一に向けた努力)</u></p> <p><u>第17条の2 上場内国会社は、上場内国株券の単元株式数を100株とするよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認めることに限る。）には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。</p>

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6)～(19) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6)～(19) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

社会資本整備市場上場廃止基準の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場廃止基準)	(上場廃止基準)
第2条 社会資本整備市場の上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。	第2条 社会資本整備市場の上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 債務超過	(6) 債務超過
上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u> （平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。	上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。
(7)～(20) (略)	(7)～(20) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
付 則	
この基準は、平成24年4月1日から施行する。	

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(外国投資証券の新規上場申請)	(外国投資証券の新規上場申請)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 外国投資証券の新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、外国投資証券の新規上場申請者が本所が定める外国投資法人である場合には、この限りでない。	3 外国投資証券の新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、外国投資証券の新規上場申請者が本所が定める外国投資法人である場合には、この限りでない。
(1) 前項第3号又は次項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第6項第2号の規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための <u>四半期報告書</u> 」に記載される財務書類（外国投資法人の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの	(1) 前項第3号又は次項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第6項第2号の規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための <u>有価証券報告書</u> 」に記載される財務書類（外国投資法人の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）のうち、本所が指定するもの
(2) 前項第3号の規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」又は次項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第6項第1号の規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための <u>四半期報告書</u> 」に記載される中間会計期間に係る財務書類（以下「中間財務書類」という。）	(2) 前項第3号の規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」又は次項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第6項第1号の規定により提出する「外国投資証券の上場申請のための <u>半期報告書</u> 」に記載される中間会計期間に係る財務書類（以下「中間財務書類」という。）
4 有価証券上場規程第3条第5項（第4号、第5号g、第5号gの2、第6号及び第6号aの2を除く。以下この項において同じ。）、第6項、第8項、第10項から第12項までの規定は、外国投資証券の新規上場申請において準用する。この場合において、これらの規定（有価証券上場規程第3条第5項第1号及び第3号を除く。）中「新規上場申請者」とあるのは、「外国投資証券の新規上場申請者」と、「外	4 有価証券上場規程第3条第5項（第4号、第5号g、第5号gの2、第6号及び第6号aの2を除く。以下この項において同じ。）、第6項、第8項、第10項から第12項までの規定は、外国投資証券の新規上場申請において準用する。この場合において、これらの規定（有価証券上場規程第3条第5項第1号及び第3号を除く。）中「新規上場申請者」とあるのは、「外国投資証券の新規上場申請者」と、「外

「国会社」とあるのは「外国投資法人」と、有価証券上場規程第3条第5項第1号中「新規上場申請者が外国会社」とあるのは「外国投資証券の新規上場申請者」と、「取締役会」とあるのは「役員会」と、「株主総会」とあるのは「投資主総会」と、同項第3号中「新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む」とあるのは「これらに相当する外国の行政庁を含む」と、有価証券上場規程第3条第6項第1号中「上場申請のための四半期報告書」とあるのは「外国投資証券の上場申請のための四半期報告書」と、同項第2号中「上場申請のための四半期報告書」とあるのは「外国投資証券の上場申請のための四半期報告書」と、同条第11項中「第2項から第9項まで」とあるのは「前2項並びにこの項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第5項、第6項及び第8項」と読み替えるものとする。

(外国投資証券の上場審査基準)

第7条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する外国投資証券を対象として行うものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 虚偽記載等

a 外国投資法人として設立された後、上場申請日までに2か年以上経過している場合は、最近2年間に終了する各事業年度の財務書類が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書（法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する者にあっては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。）、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合

「国会社」とあるのは「外国投資法人」と、有価証券上場規程第3条第5項第1号中「新規上場申請者が外国会社」とあるのは「外国投資証券の新規上場申請者」と、「取締役会」とあるのは「役員会」と、「株主総会」とあるのは「投資主総会」と、同項第3号中「新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む」とあるのは「これらに相当する外国の行政庁を含む」と、有価証券上場規程第3条第6項第1号中「上場申請のための半期報告書」とあるのは「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」と、同項第2号中「上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」と、同条第11項中「第2項から第9項まで」とあるのは「前2項並びにこの項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第5項、第6項及び第8項」と読み替えるものとする。

(外国投資証券の上場審査基準)

第7条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する外国投資証券を対象として行うものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 虚偽記載等

a 外国投資法人として設立された後、上場申請日までに2か年以上経過している場合は、最近2年間に終了する各事業年度の財務書類が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に、外国投資法人として設立された後、上場申請日までに2か年以上経過していない場合は、当該期間に終了する各事業年度の財務書類が記載される有価証券報告書等に、「虚偽記載」を行っていないこと。

を含む。）の規定に基づき当該有価証券報告書に代わる書類を提出する者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）及びその添付書類、半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する者にあっては当該書類）をいう。以下同じ。）並びに目論見書をいう。以下同じ。）に、外国投資法人として設立された後、上場申請日までに2か年以上経過していない場合は、当該期間に終了する各事業年度の財務書類が記載される有価証券報告書等に、「虚偽記載」を行っていないこと。

b・c (略)

(8)・(9) (略)

b・c (略)

(8)・(9) (略)

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第6条 上場外国国債証券等（施行令第2条の11に定める債券を除く。）の発行者は、第2条第2項第2号又は債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い1(2)の2の規定により提出した発行者概況書を、本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>	<p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第6条 上場外国国債証券等（施行令第2条の11に定める債券を除く。）の発行者は、第2条第2項第2号の規定により提出した発行者概況書を、本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>この特例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	

ＥＴＦに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(定義)	(定義)
第1条の2 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第1条の2 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 「指定参加者」とは、内国ＥＴＦの募集の取扱いを行う者として当該内国ＥＴＦの有価証券届出書等に記載されている者をいう。	(10) 「指定参加者」とは、内国ＥＴＦの募集の取扱いを行う者として当該内国ＥＴＦの有価証券届出書 <u>(訂正届出書を含む。)</u> 等に記載されている者をいう。
(11)～(24)の2 (略)	(11)～(24)の2 (略)
<u>(24)の3 「有価証券届出書」とは、法第5条第1項 (法において準用する場合を含む。) に規定する届出書 (同条第6項 (法において準用する場合を含む。) の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあっては、当該書類及びその補足書類) 及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。</u>	(新設)
<u>(24)の4 「有価証券報告書」とは、法第24条第1項 (法において準用する場合を含む。) に規定する有価証券報告書 (同条第8項 (法において準用する場合を含む。) の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類) をいう。</u>	(新設)
<u>(24)の5 「半期報告書」とは、法第24条の5第1項 (法において準用する場合を含む。) に規定する半期報告書 (同条第7項 (法において準用する場合を含む。) の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類) をいう。</u>	(新設)
(25)～(27) (略)	(25)～(27) (略)
(上場申請)	(上場申請)
第2条 ＥＴＦの上場は、管理会社等及び信託受託者等からの申請により行うものとする。	第2条 ＥＴＦの上場は、管理会社等及び信託受託者等からの申請により行うものとする。

2 (略)

3 新規上場申請者である管理会社等は、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a 有価証券届出書

b～d (略)

(2) (略)

4・5 (略)

(上場審査基準)

第4条 内国E T Fの上場審査については、次の各号（公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。以下「投資信託法施行規則」という。）第13条第2号イに規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。）以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は本所が規則により定める投資信託に該当するものを除く。次項第1号を除き、以下同じ。）の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号b及び第7号を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号h及び第6号の2を除く。）に掲げる基準によるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 次のa及びbに適合すること。

a 最近2年間に終了する各特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の財務諸表等又は各特定期間の中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

2 (略)

3 新規上場申請者である管理会社等は、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a 有価証券届出書 （訂正有価証券届出書を含む。）及びその添付書類

b～d (略)

(2) (略)

4・5 (略)

(上場審査基準)

第4条 内国E T Fの上場審査については、次の各号（公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。以下「投資信託法施行規則」という。）第13条第2号イに規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。）以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は本所が規則により定める投資信託に該当するものを除く。次項第1号を除き、以下同じ。）の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号b及び第7号を除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する上場申請銘柄にあっては第3号h及び第6号の2を除く。）に掲げる基準によるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 次のa及びbに適合すること。

a 最近2年間に終了する各特定期間（法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の財務諸表等又は各特定期間の中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等 （有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報

b (略)
(9)～(13) (略)
2～6 (略)

告書及びその添付書類、半期報告書並びに目
論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」
を行っていないこと。

b (略)
(9)～(13) (略)
2～6 (略)

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

ETNに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(定 義)	(定 義)
第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)
(11)の2 「有価証券届出書」とは、法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあっては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。	(新設)
(11)の3 「有価証券報告書」とは、法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。	(新設)
(11)の4 「半期報告書」とは、法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類）をいう。	(新設)
(12) (略)	(12) (略)
(上場申請手続)	(上場申請手続)
第4条 (略)	第4条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。	6 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。
(1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し	(1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a 有価証券届出書

b～d (略)

(2) (略)

7～9 (略)

各2部（bに規定する書類については1部）

a 有価証券届出書 （訂正有価証券届出書を含む。） 及びその添付書類

b～d (略)

(2) (略)

7～9 (略)

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次の a から p までに適合していること。</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e 一口当たりの<u>純資産額</u>が、上場の時までに 5万円以上になる見込みのあること。</p> <p>f ~ p (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次の a から p までに適合していること。</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e 一口当たりの<u>純資産額</u>が、上場の時までに 5万円以上になる見込みのあること。</p> <p>f ~ p (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(上場申請)	(上場申請)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 カバードワラントの上場を申請しようとする者 (以下「新規上場申請者」という。)は、次の各号 に掲げる書類を提出するものとする。	2 カバードワラントの上場を申請しようとする者 (以下「新規上場申請者」という。)は、次の各号 に掲げる書類を提出するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新規上場申請者が有価証券報告書 <u>(法第24条第1項 (法において準用する場合を含む。) に規定する有価証券報告書 (同条第8項 (法において準用する場合を含む。) の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあっては当該書類) をいう。)</u> を提出し ている場合は、有価証券報告書等(有価証券報 告書(訂正有価証券報告書を含む。)(当該有 価証券報告書の提出後に半期報告書 <u>(法第24条 の5第1項 (法において準用する場合を含む。) の半期報告書 (同条第7項 (法において準用す る場合を含む。) の規定に基づいて当該半期報 告書に代わる書類を提出する外国の者にあって は当該書類) をいう。)</u> (訂正半期報告書を含 む。)又は四半期報告書 <u>(法第24条の4の7第 1項 (法において準用する場合を含む。) に規定 する四半期報告書 (同条第6項 (法において 準用する場合を含む。) の規定に基づいて当該 四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者 にあっては当該書類) をいう。)</u> (訂正四半期 報告書を含む。)を提出している場合は、当該 半期報告書又は当該四半期報告書を含む。)及 びその添付書類をいう。以下、第5条第4号a において同じ。)の写しとし、新規上場申請者 が当該有価証券報告書等を提出していない場合 は、本所が定める様式により作成した書類 2部	2 カバードワラントの上場を申請しようとする者 (以下「新規上場申請者」という。)は、次の各号 に掲げる書類を提出するものとする。
(3)～(8) (略)	(3)～(8) (略)

3～5 (略)

(新規上場申請者に係る上場審査基準)

第5条 新規上場申請者に係る上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 次のa及びbに適合すること。

a (略)

b 第3条第2項第2号の規定により提出する有価証券報告書等又は本所が定める様式により作成した書類に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。）又は財務書類をいう。）、中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。）及び四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。）をいう。）に添付される監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において、公

3～5 (略)

(新規上場申請者に係る上場審査基準)

第5条 新規上場申請者に係る上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 次のa及びbに適合すること。

a (略)

b 第3条第2項第2号の規定により提出する有価証券報告書等又は本所が定める様式により作成した書類に記載される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等に添付される監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、本所が適當と認める場合は、この限りでない。

認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、本所が適當と認める場合は、この限りでない。

2・3 (略)

2・3 (略)

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

株式会社企業再生支援機構が再生支援する会社が発行する株券に関する有価証券上場規程及び

JASDAQにおける有価証券上場規程の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき有限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となった場合であって、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaから<u>d</u>までのいづれかに掲げる事項を行うことにより、1か年以内（<u>d</u>に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき有限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、当該1か年内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に</u></p>	<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき有限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となった場合であって、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaから<u>c</u>までのいづれかに掲げる事項を行うことにより、1か年以内（<u>c</u>に掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年内に開始する事業年度の末日以前に終了するとき有限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、当該1か年内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p>

規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

(株券上場廃止基準等の特例)

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定す

b・c (略)

(株券上場廃止基準等の特例)

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a (略)

(新設)

る特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての J Q 有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

b・c (略)

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての J Q 有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a (略)

(新設)

c・d (略)

3 被支援会社である上場会社が発行する株券についての J Q 有価証券上場規程第47条第3項に規定する J Q 有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c・d (略)

b・c (略)

3 被支援会社である上場会社が発行する株券についての J Q 有価証券上場規程第47条第3項に規定する J Q 有価証券上場規程第47条第1項の規定の適用については、同項第3号を次のとおりとする。

(3) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となってから1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

a (略)

(新設)

b・c (略)

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。